

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	資料等の館外貸出し	
根拠条例等・条項	堺市立町家歴史館条例施行規則第23条	
所 管 課	歴史遺産活用 部	文化財 課
審 査 基 準	<p>【堺市立町家歴史館条例施行規則】 (資料等の館外貸出し)</p> <p>第23条 博物館、図書館、学校、研究所その他市長が適当であると認める者は、資料等の館外への貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受けることができる。</p> <p>2 資料等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ堺市立町家歴史館資料等貸出許可申請書（様式第11号）により市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料等の館外貸出しを許可しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資料等の館外貸出しによって資料等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。 (2) 現に資料等を展示しているとき。 (3) 寄託された資料等である場合において、当該寄託者の同意を得ていないとき。 (4) 申請者が著作権者の承諾を得ていないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が資料等の館外貸出しをすることが不適当であると認めるとき。 <p>4 資料等の館外貸出しの許可は、堺市立町家歴史館資料等貸出許可書（様式第12号）を申請者に交付して行うものとする。</p> <p>5 資料等の館外貸出しの期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日間
	標準処理期間を設定できない理由	